資料編 目次

1	条例	列関係	· 122
	1 - 1	1【加東市国民保護協議会条例】	122
	1 - 5	2【加東市国民保護協議会委員構成】	123
	1 - 3	3【加東市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例】	125
2	主力	な関係機関等の連絡先	126
	2 - 1	1【市】	126
	2 - 2	2【兵庫県】	126
	2 - 3	3【自衛隊】	126
	2 - 2	4【消防】	126
	$2 - \frac{1}{2}$	5【指定地方行政機関】	126
	2 - 6	6【指定公共機関】	127
	2 - 7	7【指定地方公共機関】	127
	2 - 8	8【近隣市町】	127
	2 - 9	9【その他】	128

1 条例関係

1-1【加東市国民保護協議会条例】

加東市国民保護協議会条例

平成18年3月20日 条例第143号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律 第112号)第40条第8項の規定に基づき、加東市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織 及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

- 第2条 協議会の委員の定数は、50人以内とする。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 (会長の職務代理)
- 第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

- 第5条 協議会に、幹事を置くことができる。
- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。 (部会)
- 第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその 職務を代理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

1-2【加東市国民保護協議会委員構成】

区分		所 属	職名
1号	指定地方行政機関	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	所長
		農林水産省近畿農政局 鴨川・大川瀬ダム管理所	所長
2号	自衛隊に所属する者	陸上自衛隊青野原駐屯地	陸上自衛隊第8高射特科群 第340高射中隊長
3号	都道府県の職員	兵庫県北播磨県民局	局長
4号	副市長	加東市	副市長
5号	教育長	加東市	教育長
	消防長又は消防吏員	加東消防署	署長
6号	市の職員	加東市	技監
			まちづくり政策部長
			総務財政部長
			市民協働部長
			健康福祉部長
			上下水道部長
			教育振興部長
			こども未来部長
			会計管理者
			議会事務局長
			委員会事務局長
			都市整備部長
			産業振興部長
			病院事業管理者
			病院事業部事務局長
			病院事業部看護部看護課長
			健康福祉部健康課長
7号	指定公共機関	関西電力送配電㈱兵庫支社	社配電営業所長
	指定地方公共機関	西日本電信電話㈱兵庫支店	災害対策室長
		西日本旅客鉄道㈱	加古川線区長
		大阪ガスネットワーク㈱兵庫事業部	地域開発チームマネジャー
		神姫バス㈱社営業所	所長
		一般社団法人兵庫県トラック協会北	支部長
		播支部	ス 即以
		一般社団法人小野市・加東市医師会	理事
		西日本高速道路㈱福崎高速道路事務	所長

		所	
8号	知識又は経験を有す	兵庫県加東警察署	署長
	る者	加東市消防団	団長
		加東市区長会	社地区代表区長
		加東市民生児童委員連合会	会長

1-3【加東市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例】

加東市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 20 日 条例第 142 号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、加東市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。
- 2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理 する。
- 3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事 する。
- 4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

- 第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国 民保護対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。
- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

- 第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

- 第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、 副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、別に定める。 (準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、加東市緊急対処事態対策本部について準用する。

附則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

2 主な関係機関等の連絡先

2-1【市】

施 設 名	所 在 地	電話番号
市庁舎	社50	42-3301

2-2【兵庫県】

	機関名	所 在 地	電 話 番 号
兵庫県庁		神戸市中央区下山手通5-10-1	078-341-7711
	危機管理部災害対策課		078-362-9988
兵庫県社	総合庁舎(北播磨県民局)	社1075-2	42-5111
	総務企画室総務防災課		42-9304
	加東健康福祉事務所		
	(監査・福祉課)		42-9357
	加東農林振興事務所		
	(管理課)		42-9486
	加古川流域土地改良事務所	三木市宿原寺ノ前70(三木庁舎)	0794-82-0520
	加東土木事務所		
	(管理課)		42-9388
	(河川砂防課)		42-6936
兵庫県加	東警察署	社1075-2	42-0110

2-3【自衛隊】

機関名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊 青野原駐屯地		
第8高射特科群第340高射中隊	小野市桜台1	0794-66-7301

2-4【消防】

施 設 名	所 在 地	電話番号
北はりま消防組合加東消防署	上中778-52	42-0119
北はりま消防組合加東消防署東条出張所	天神123	47-0119

2-5【指定地方行政機関】

機関名	所 在 地	電 話 番 号
近畿農政局		
(鴨川・大川瀬ダム管理所)	三田市大川瀬荒神釜1457-32	079-568-1840
(兵庫農政局兵庫県拠点)	神戸市中央区海岸通29	078-331-9941
近畿中国森林管理局		
(兵庫森林管理署篠山森林事務所)	丹波篠山市大沢253-6	079-594-0004

近畿地方整備局		
(兵庫国道事務所)	神戸市中央区波止場町3-11	078-334-1600
(姫路河川国道事務所)	姫路市北条1-250	079-282-8211
(" 小野出張所)	小野市阿形町1082-2	0794-63-2792

2-6【指定公共機関】

機関名	所 在 地	電話番号
西日本JRバス株式会社		
(神戸営業所)	神戸市中央区港島4丁目6-2	078-304-7550
西日本旅客鉄道株式会社		
(神戸支社)	神戸市中央区加納町4丁目4-17	078-360-4026
西日本電信電話株式会社		
(兵庫支店)	神戸市中央区海岸通11	078-393-9440
関西電力送配電株式会社		
(兵庫支社(姫路))	姫路市十二所前町117	0800-777-8085
(社配電営業所)	社1446-1	
大阪ガスネットワーク株式会社		
(兵庫事業部)	神戸市中央区港島中町4-5-3	078-303-7725
西日本高速道路株式会社		
(福崎高速道路事務所)	神崎郡福崎町西田原2023	0790-22-4915
日本赤十字社		
(兵庫県支部)	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-5	078-241-9889

2-7【指定地方公共機関】

機関名	所 在 地	電 話 番 号
神姫バス株式会社		
(社営業所)	社777-21	42-0057
一般社団法人兵庫県トラック協会	神戸市灘区大石東町2丁目4-27	078-882-5556
(北播支部)	西脇市落方町8-15	27-1056
一般社団法人兵庫県医師会	神戸市中央区磯上通6丁目1-11	078-231-4114

2-8【近隣市町】

機関名	所 在 地	電話番号
小野市	小野市中島町531	0794-63-1000
西脇市	西脇市下戸田128-1	22-3111
加西市	加西市北条町横尾1000	0790-42-1110
三木市	三木市上の丸町10-30	0794-82-2000
多可町	多可郡多可町中区中村町123	32-2380
三田市	三田市三輪2-1-1	079-563-1111

丹波篠山市	丹波篠山市北新町41	079-552-1111
-------	------------	--------------

2-9【その他】

機関名	所 在 地	電 話 番 号
一般社団法人小野市·加東市医師会	小野市中町323-13	0794-62-5280